

感染拡大時における濃厚接触者となった社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）・医療従事者の業務への従事について

1 概要

石川県における社会機能、医療提供体制維持のため、**必要な場合に限り**、濃厚接触者の就業を可能としたり、医療従事者の従事を認めたりすることができます。

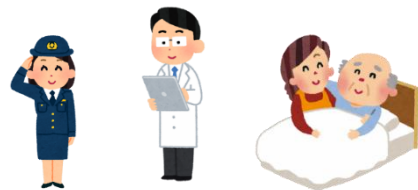
<条件>

①社会機能維持者（別紙参照）については、所属する事業者が、当該**社会機能維持者の業務の従事が事業の継続に必要**であると認めていること。医療従事者が従事する場合については、管理者が**他の医療従事者による代替が困難**であると認めていること。

②**無症状**であること。

③検査を実施し、**陰性**が確認された場合であること。

④感染者との最終接触日から10日間は、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行うことに協力いただけること。



	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目
社会機能維持者 ※医療従事者含む	最終接触	不要不急の外出自粛			検査	検査 →就業可	検査せずに就業可 ※ただし、 業務に従事する 以外の不要不急の外出自粛		解除	検温等による健康状態の確認、リスクの高い場所の利用や会食を避ける等の感染症対策を実施	
医療従事者 ※勤務を続ける場合	最終接触	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査せずに就業可 ※ただし、 業務に従事する 以外の不要不急の外出自粛		解除	検温等による健康状態の確認、リスクの高い場所の利用や会食を避ける等の感染症対策を実施	
上記以外の濃厚接触者	最終接触	不要不急の外出自粛							解除	検温等による健康状態の確認、リスクの高い場所の利用や会食を避ける等の感染症対策を実施	

2 留意事項

この検査を行うに当たって生じる費用は、**事業所負担（自費検査）**です。
 ※感染拡大傾向時の、**無症状者の県民を対象とした無料検査の対象ではありません。**

3 検査の実施手順

検査手法：抗原定性検査（簡易検査キット）

検査実施日：最終接触日から4日目、5日目（計2回）

- ・抗原定性検査の実施に当たっては、事業者は、「**検査管理者**」を配置する必要があります。未配置の事業者においては、下記の厚生労働省のガイドライン等を理解することで「検査管理者」を配置し、名簿として管理してください。
- 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ・抗原定性検査を用いた検査実施体制に関する**確認書（別紙参照）**を作成してください。
- ・医薬品卸販売業者から抗原定性検査キットを購入し、検査を実施してください。
※必ず、社会機能維持者が濃厚接触者となった場合のみであって、その**該当人数分だけ購入**してください。
- 一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html
- ・事業者は、当該者に検査日まで全く症状（咳、咽頭痛、発熱等）がなかったことを確認してください。
- ・検査管理者が受検者に対し検査の実施方法等について説明するとともに、理解を得たことを確認します。
- ・また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、**検査結果は必ず確認してください。**



4 検査後の対応

（1）判定結果が陽性の場合

- ・事業者から当該者に対して、**医療機関の受診を促す**とともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めてください
※事前に医療機関へ連絡して受診するよう伝えてください。

（2）判定結果が陰性の場合

- ・待機解除後に当該者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底してください。
- ・当該者に対して、**検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行うよう説明してください。**